

京丹波町高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画の策定について

1. 高齢者福祉計画・介護保険事業計画とは

① 高齢者福祉計画

高齢者福祉計画は、高齢者の福祉の増進を図るため、老人福祉法第20条の8第1項の規定に基づき策定する計画であり、介護保険事業計画を包括する上位の計画と位置づけられ、両計画の連携と調和を保つため一体的な計画として策定します。高齢者福祉計画は、介護保険給付対象者のみならず、給付対象外の高齢者福祉サービスを含めた高齢者福祉事業全般にわたる供給体制の確保に関する総合的な計画です。

老人福祉法 第20条の8第1項

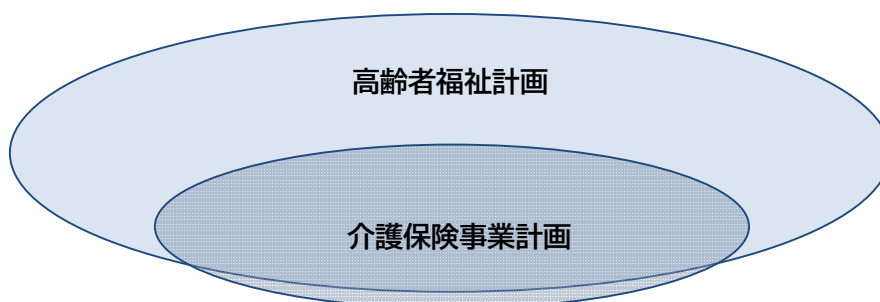
市町村は、老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業（以下「老人福祉事業」という。）の供給体制の確保に関する計画（以下「市町村老人福祉計画」という。）を定めるものとする。

② 介護保険事業計画

介護保険事業計画は、介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を図るため、介護保険法第117条第1項の規定に基づき策定する計画です。

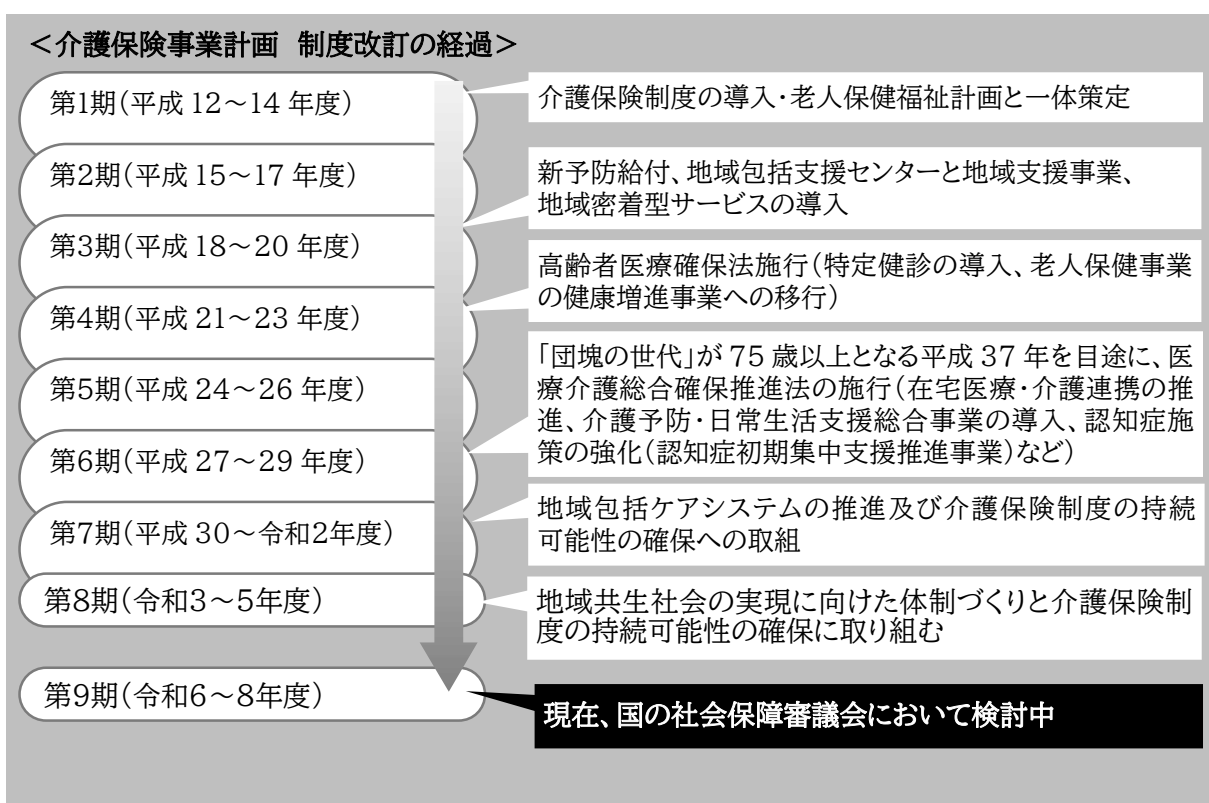
介護保険法 第117条第1項

市町村は、基本指針に即して、3年を1期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画（以下「市町村介護保険事業計画」という。）を定めるものとする。



■ 介護保険事業計画の国の基本指針について

- 基本指針は、都道府県・市区町村が作成する介護保険事業計画のガイドラインとなるもので、次の内容について定めています。
 - ①サービスを提供する体制の確保、地域支援事業の実施に関する基本的事項
 - ②サービスの種類ごとの量の見込みとそれを定めるにあたって参酌すべき標準
 - ③その他計画の作成に関する事項
 - ④その他介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するために必要な事項
- 第8期介護保険事業計画の基本指針では、基本的な指針の内容のほか、計画策定に際して、特に次の記載を充実させることとされました。
 - ・2025・2040年を見据えたサービス基盤、人的基盤の整備
 - ・地域共生社会の実現
 - ・介護予防・健康づくり施策の充実・推進(地域支援事業等の効果的な実施)
 - ・有料老人ホームとサービス付き高齢者住宅に係る都道府県・市町村間の情報連携の強化
 - ・認知症施策推進大綱等を踏まえた認知症施策の推進
 - ・地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び業務効率化の取組の強化
 - ・災害や感染症対策に係る体制整備



※参考:第8期においては、令和2年6月に開催された全国関係課長会議の場で基本指針案の都道府県への説明が行われています。

2. 介護保険事業計画の策定サイクル

- 介護保険事業計画は3年を1期とする計画で、国が示す基本指針や各地域の実情を踏まえた上で、3年に一度見直しが行われます。
- 国では、介護保険制度に関して「社会保障審議会介護保険部会」において議論を進め、各期の介護保険事業計画の策定を前に、指針を示します。
- 令和4年度中に、各自治体(保険者)においては、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査、在宅介護実態調査等の各種実態調査を実施し、住民意向の把握や、サービス提供体制の検討を行い、令和5年には、第9期の計画策定を進めることになります。

表:介護保険事業計画の期間と制度改正に係る流れ

	R3	R4	R5	R6	R7	R8
	2021	2022	2023	2024	2025	2026
介護保険事業計画の期間	第8期 介護保険事業計画			第9期 介護保険事業計画		
制度改正等のスケジュール		社会保障審議会 における議論	制度改正の 準備	制度改正の施行		
		令和4年12月 取りまとめ				

参照：第9期介護保険事業計画作成に向けた各種調査等に関する説明会 資料1「第9期介護保険事業（支援）計画の作成準備について」3ページ

3. 第9期介護保険事業（支援）計画の策定に向けて

国は、現在、社会保障審議会介護保険部会において、次期制度改正に向けては、2040年に向けて生産年齢人口が急減し、85歳以上人口が急速に増加していくことが見込まれる中で、2025年に向けて構築を図っている地域包括ケアシステムを更に深化・推進するとともに、介護ニーズの増大と労働力の制約への対応を両立させ、制度の持続可能性を確保するという視点に基づきつつ、過去の部会報告や全世代型社会保障構築会議での論点、前回の部会でのご意見等を踏まえ、以下に掲げるとような点について議論を進めています。

【当面検討を行う論点】

①地域包括ケアシステムの更なる深化・推進

- 地域包括ケアシステムは、**重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される仕組み**のことで、
- 2025年に向けて地域包括ケアシステムの構築が図られていますが、生産年齢人口の急減と85歳以上人口の急増が見込まれる中で、地域包括ケアシステムの更なる深化・推進を目指し、主に以下の点について議論がなされています。

- ・在宅・施設を通じた介護サービスの基盤整備、住まいと生活の一体的な支援
- ・医療と介護の連携強化、自立支援・重度化防止の取組の推進
- ・認知症施策、家族を含めた相談支援体制
- ・地域における介護予防や社会参加活動の充実
- ・保険者機能の強化

②介護人材の確保、介護現場の生産性向上の推進

○第8期介護保険事業計画に基づく介護職員の必要数は、令和7年度には243万人、令和22年には280万人と推計され、介護人材の確保が急務となっています。国では、以下の取組を進めることで、介護人材の総合的な確保を目指しています。

取組概要	具体的な方法
参入促進	人材のすそ野の拡大を進め、多様な人材の参入促進を図る
労働環境・処遇改善	本人の能力や役割分担に応じたキャリアパスを構築する
	いったん介護の仕事についての者の定着促進を図る
資質向上	専門性の明確化・高度化で、継続的な質の向上を促す
	限られた人材を有効活用するため、機能分化を進める

○介護現場の生産性向上の一環として、まずは様式の簡略化や文書への押印等のルールの見直し、届け出の頻度等の見直しなどの「簡素化」、様式例の整備等の「標準化」、更に電子申請やデータの共有化、文書保管の電子化などの「ICTの活用」を段階的に進めています。

③給付と負担、その他の課題

○社会保障審議会介護保険部会等において議論が進められる予定となっており、今後の動向に引き続き注視が必要です。